相談事例から
信託契約を作成する

「民事信託の実務と信託契約書例」：伊庭潔　編著　参考

事例１
高齢者の財産保護

「民事信託の実務と信託契約書例」：伊庭潔　編著　参照

【事例Ⅰ】　高齢者の財産保護

相談者Ｘ（80）は独り暮らしの高齢者であり、多額の資産を有している。配偶者は亡くなっており、長男Ａ（55）及び次男Ｂ（53）は既に独立している。

相談者Ｘは、最近、突然押しかけてきた業者に必要のないリフォーム契約を押し付けられそうになるなど、判断能力が少し落ちきた様子である。相談者Ｘ自身ニュースなどでよく見る特殊詐欺の被害に遭わないか非常に心配している。

相談者Ｘは、今の生活を変えないで、信頼できる長男Ａに財産の管理をして欲しいとの希望を持っている。

Ⅰ．親族関係図

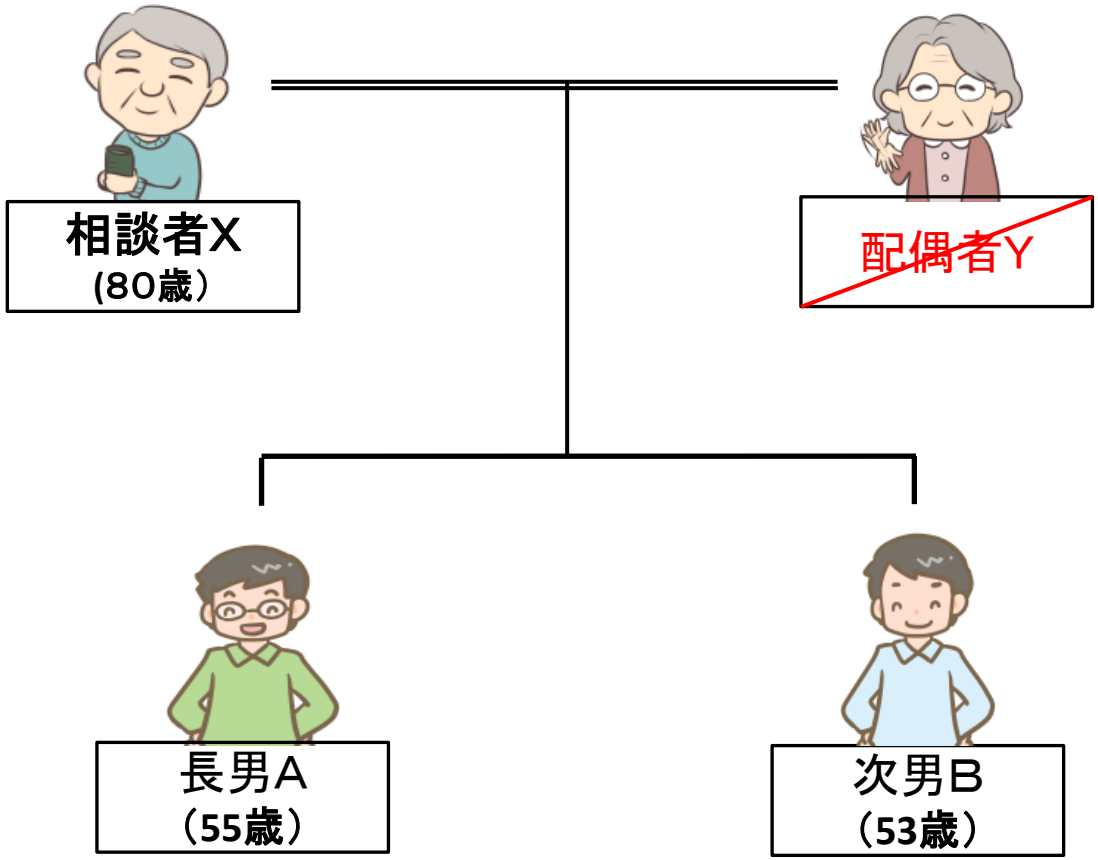

２．現状と要望等を把握する。

★現状から相談者Ｘはどうしたいのか把握する

　最近、判断能力が落ちてきて従前の生活の維持等が困難となっているため多額の財産の管理等について

①　信頼できる長男Ａに財産管理を任せ、財産管理に関する負担を軽減したい。

②　相談者Ｘが安全かつ安心な生活を送れるようにしたい。

３．現状と要望から課題等の検討（基本検討）

★　本人の判断能力が落ちてきて従前の生活の維持、判断等が困難になってきている。

（１）法定後見制度の利用可否の検討

「判断能力が少し落ちてきている」程度のため、民法上（被補助人）では、本人に財産管理の権限が残されることとなり、相談者Ｘの希望を叶えることは困難となります。

（２）任意後見制度の利用検討

任意後見制度も、財産管理の委任契約を結べば財産管理の負担は軽減できますが、本人が不当な契約の締結などの余地は残されており、相談者Ｘの希望を叶えることは困難となります。

（３）ランニングコストの問題

・法定後見制度を利用した場合、専門家の後見人選定では、月額数万円の費用（保有資産による）がかかる。
・任意後見制度の利用の場合、任意後見人は親族就任が多いが、任意後見監督人は専門家が選任される場合が多く、やはり月額数万円の費用がかかる。

（４）財産管理と従前の生活維持に関する検討

後見制度以外に、財産管理、従前の生活維持できる方法では家族信託の利用が考えられます。

本事例で家族信託を利用すると、信頼できる子どもに財産管理等を任せ、従前の生活を維持することが可能となり、報酬に関しても無償か低額に抑えることができます。

また、裁判所の一般的な監督を受けることがなく、本人が希望する者を財産管理人（受託者）指定することができます。

（５）信託制度における長期的管理機能の活用

本事例では、財産の権利者を高齢者以外の者に転換することにより、財産の長期的管理を実現します。

（６）課税関係

信託においては、受益者等課税が採用されているため、これまでと変わらず相談者（受益者）Ｘに課税されます。

また、本事例では、委託者と受益者が同一であるため、信託の存続期間中は、受益者（相談者Ｘ）に対し贈与税の課税はありません。

４．信託設計

基本検討結果により信託契約が望ましいとのか結果から、信託契約の基本事項を明確化します。

（１）信託の目的

相談者Ｘの財産管理の負担をなくすこと、相談者Ｘが安全かつ安心な生活をおくれるようにすること。

（２）信託行為

相談者Ｘと長男Ａとの間の信託契約

（３）信託財産

不動産、金銭

（４）信託当事者

ア	委託者	相談者Ｘ
イ	受託者	相談者Ｘの長男Ａ
ウ	受益者	相談者Ｘ（自益信託）
エ	信託監督人	専門家

（５）信託期間・信託の終了事由

相談者Ｘが死亡するまで

（６）帰属権利者

受益者の法定相続人

（６）信託関係図

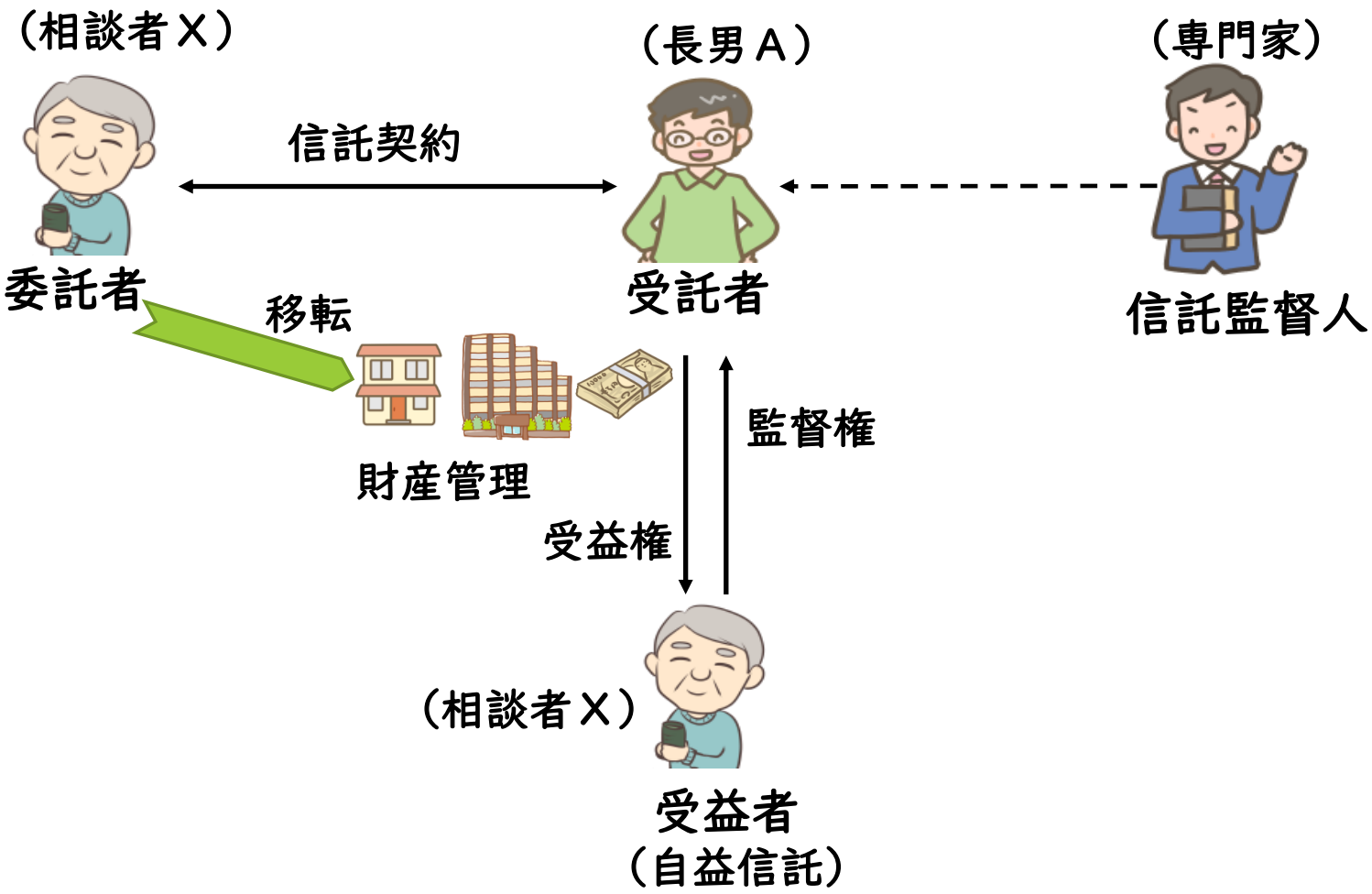

４．信託条項を個別検討し契約書（案）を完成させる

信託設計で明確にした内容を、決めておくべき事項を項目ごとに個別に信託条項として定め、信託契約書として完成させる。

（１）本事例のポイント

まず、信託託目的を設定します。これにより、財産を託された受託者（長男Ａ）は、業務を行う際の指針及び判断基準となります。

他には、財産の保全方法や受益者（相談者Ｘ）の受益権の内容及び信託期間等を具体的に設定します。

（２）本事例での主な信託条項設定の例

①　信託目的

＊　受託者が任務を行う際の指針になること、受託者の権限の範囲を設定できることである程度に明確かつ具体的でなければならい。

第１条　本信託の目的は、以下のとおりである。
　委託者の主な財産を受託者が管理又は処分等することにより、
(1)　委託者の財産管理の負担を低減すること。
(2)　委託者が詐欺などの被害に遭うことを予防し、委託者が安全かつ安心な生活を送れるようにすること。
(3)　委託者が、従前と変わらぬ生活を続けることにより、快適な生活を送れるようにすること。

②　信託財産の保全

＊　信託財産は受託者の所有に属することになるが、受託者の固有財産とは別の物として取り扱うこと、信託財産の対抗要件をそなえること等信託財産を保全すること。

【　信託財産－預金　】

第３条　委託者は、信託契約締結後、遅滞なく、信託財産目録４の預金を払い戻し、当該払戻金を受託者に渡す。

２　受託者は、前項の払戻し金を12条の区分に応じ分別管理する。

【　信託財産－信託不動産　】

第４条　信託財産目録1、2及び3の信託不動産の所有権は、本信託開始日に、受託者に移転する。

２．委託者及び受託者は、本契約後直ちに、前項信託不動産について本信託を原因とする所有権移転登記の申請を行う。

３　受託者は、前項の登記の申請と同時に、信託の登記申請を行う。
４　前２項の登記費用は、受託者が信託財産から支出する。

【　分別管理義務　】

第12条　受託者は、信託財産に属する金銭及び預金と受託者の固有財産とを以下の各号に定める方法により、分別した管理しなければならない。

（1）金銭　信託財産に属する財産と受託者の固有財産とを外形上区別ことができる状態で保管する方法

（2）預金　信託財産に属する預金専用口座を開設する方法

【　帳簿等の作成・報告・保存行為　】

～省略～

③　受託者の権限の範囲

＊　信託財産に属する財産の管理又は処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為をする権限を設定します。その権限は、委託者のためにすることとし、権限に制限を加えることも可能とします。

【　受託者の信託事務　】

第９条　受託者は、以下の信託事務を行う。

（1）　信託財産目録記載1、2及び3の信託不動産を管理、処分すること。

（2）　信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に賃貸し、第三者から賃料を受領すること。

（3）　前号によって受領した賃料を、上記1号の信託不動産を管理するために支出すること。

（4）　上記1号及び2号において受領した売却代金及び賃料を管理し、受益者の医療費及び介護費用等に充てるため支出すること。

(5)　信託財産に属する金銭及び預金を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用等に充てるために支出すること。
(6)　信託財産目録記載3の信託不動産の売却代金を管理し、受益者の生活費、医療費及び介護費用等に充てるために支出すること。
(7)　その他信託目的を達成するために必要な事務を行うこと。

【　信託事務処理の第三者への委任　】
第10条　受託者は、信託財産目録記載1及び2記載の不動産について第三者に委託することができる。

④　受益権

信託契約によって、受託者が受益者に対して負う債務である。

また、受託者に対する監督権は受益権の中核的権利であり、単独で権利を行使することができ、契約で制限することはできない。

第17条　受益者は、受益権として以下の内容の権利を有する。

(1)　信託財産目録記載2の信託不動産を第三者に賃貸したことによる賃料から給付を受ける権利

(2)　信託財産目録1及び2の不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利

(3)　信託財産目録3の信託不動産を生活の本拠として使用する権利

(4)　前号の信託不動産が処分された場合には、その代価から給付を受ける権利

(5)　信託財産目録記載4の預金から給付を受ける権利

⑤　信託監督人の指定

＊本事例では、受益者が高齢で判断能力が低下しつつあることから、受益者自身によって適切に監督することが困難であるため、受益者のために受託者の信託事務処理を監督する信託監督人を設置する。
　信託監督人は、適切な親族の方か専門家に依頼します。専門家に依頼した場合は、報酬が必要となります。

～条文省略～

⑥　信託期間、信託の終了

【信託の終了】
第23条　本信託は、受益者の死亡により終了する。

【帰属権利者】
第24条　受益者の法定相続人を本信託の帰属権利者として指定する。